

## 令和7年度 第2回 貝塚市空き家等対策協議会 議事録

日時	令和7年12月16日（火）午前10時00分～午前11時15分	
場所	貝塚市役所本館3階 公房会議室A	
出席者	委員	9名
	事務局	5名
欠席者	委員	1名
その他	傍聴人	なし
次第 開会 委員及び事務局の紹介 会長・副会長の選任 議題1 令和7年度の空き家対策に関する取組状況について 議題2 貝塚市空き家プラットフォームについて 議題3 特定空家等及び管理不全空家等の対応について（非公開） その他 閉会		

<b>【開会】</b>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会の挨拶</li> <li>・配布資料の確認</li> <li>・議事の公開について説明（傍聴人なし）</li> </ul>
<b>【委員・事務局の紹介】</b>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改選後の異動を報告</li> <li>・委員1名の欠席、会議が成立している旨を報告</li> </ul>
<b>【会長・副会長の選任】</b>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長を委員の互選により選任</li> </ul>

<b>議題1 令和7年度の空き家対策に関する取組状況について</b>	
発言者	発言内容
会長	事務局から議題1について説明をお願いします。
事務局	(議題1について説明)
委員	空き家の補助金について、補助率・補助金額を教えてください。
事務局	補助金額については、最大50万円とし、解体費の80%、平米あたり2万円のいずれか少ない金額となります。解体費が100万円を超えるような物件ばかりになりますので、申請される方ほぼみなさま、上限の50万円で申請されています。
委員	警察との連携協定について、警察の役割と協定のメリットについて教えてください。

事務局	今回の協定のメリット、連携してできるところとしまして、警察から市に対して照会をする際に、これまでには刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会書をもつて回答していましたが、迅速に回答できるように個人情報の保護の範囲内でその手続きを簡略化したところです。 警察の役割としては、管理不全な空き家の所有者等を市が訪問し指導する際の同行、管理不全な空き家にならないような周知啓発、防犯上犯罪拠点として使われないための空き家パトロールの強化などとなります。
委員	警察と行政が一緒に行動して、空き家をチェックするという認識でよろしいですか。
事務局	一緒に空き家をチェックするというより、市民の安全を脅かさないよう、警察としてはパトロールの強化、市としては管理や老朽度合いの確認等をするといった役割分担になります。
会長	警察は建物そのものではなく、そこに不審者が入り込み、犯罪上の危険がある場合などにパトロールを行い、市役所は建物そのものをチェックするといった役割分担で、それに加え、所有者を訪問する際に、警察の方が同伴することによって、プレッシャーをかけてもらう、あるいはトラブルになったときに、警察に間に入ってもらうといった迅速な対応ができる、こういった二つの側面での協定ということだと思われます。
委員	11月18日に締結したその後、一緒に行動したり、あるいは警察から情報をもらったり、あるいは逆に行政から警察に情報提供したり、実績として何件ありますか。
事務局	より迅速に対応できる体制を整えるため、現在市の保有する空き家データの提供について調整しているところです。新規の空き家情報がある場合は警察より提供してもらう、防犯上危険な空き家がある場合についてはパトロールしてもらうといった体制は既に整っています。
委員	締結後一ヶ月経過しますので、体制整備を迅速におこなってください。
副会長	訪問して指導する際の警察の同行について、協定が結ばれる前からされていましたか。
事務局	担当者間での相互依頼は協定締結前から行っています。
会長	その他質問がないようなので、次の議題に進みます。

議題2 貝塚市空き家プラットフォームについて	
発言者	発言内容
会長	事務局から議題2について説明をお願いします。
事務局	(議題2について説明)
委員	空き家プラットフォームの相談者は空き家の所有者や相続人といった方のみになりますか。
事務局	貝塚市内で空き家もしくは空き家予備軍となる家をお持ちの方や、そのご親族が対象と考えています。また、空き家の情報提供や指導をする際にも

	空き家所有者に相談窓口として案内する予定です。
会長	空き家に関する相談に対応するため関係団体で構成されたものが空き家プラットフォームであり、資料4-1のフロー図は空き家プラットフォームを活用した相談体制を説明するものとなります。 相談内容をある程度自分で整理ができる方は協定団体所属の事務所に直接行かれる場合もあるかと思います。どこへ相談したらいいか分からぬ方については、まずは市に総合的に相談いただいて、適切なところに市が繋ぐことで、プラットフォームをうまく活用してもらうといった流れになるかと思います。
委員	現在相談会やバンク運営を担っている空き家コンシェルジュの実績や活動などを具体的に教えてください。
事務局	空き家コンシェルジュについては、相談会を年6回開催し、年度途中ではありますが、20組ほどの参加がありました。コンシェルジュの問い合わせ先も市のホームページに掲載しておりますので、直接相談されてる方もいらっしゃいます。土曜日には、平日にお仕事で市役所に行けないといった方にも対応してもらっています。その場合、コンシェルジュから相談があつた旨や業者へ繋いだなどの報告を受けています。また、空き家バンク運営においては家屋の状態や、貸主の事情を踏まえた、バンク登録や維持、売却に関する提案など、踏み込んだ相談を受けてもらっています。
会長	空き家コンシェルジュについては、相談者に合わせた非常に柔軟な対応をされている実績がたくさんありますので、前さばきとして空き家相談に関するノウハウを市に提供いただけると思います。
会長	その他質問がないようなので、次の議題に進みます。

議題3 特定空家等及び管理不全空家等の対応について（非公開）	
発言者	発言内容
会長	事務局から議題3について説明をお願いします。
事務局	(議題3について説明)
-質疑応答-	
会長	議題3について終了します。

その他	
発言者	発言内容
久会長	その他、ご質問・ご意見ございますか。 第2回空家等対策協議会は以上で閉会とします。

閉会

以上